

随意契約理由書

| | | |
|----------------|---|----------------------|
| 件名 | 料金箱関係配線一式(小田原機器製)の購入 | |
| 契約の相手方 | 新和商事 株式会社 | |
| 根拠法令 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当 | |
| 随意契約の理由 | <p>バスに搭載されている料金箱・放送装置・車内停名表示器・LED式行先表示器の動作は、音声合成装置を中心に各機器間が専用線で接続され通信をやり取りして動作制御が行われている。</p> <p>全ての機器は同じデータが使われていて、料金箱と同一メーカーの配線類でないと必要とする機能を果たし得ない。</p> <p>よって、料金箱メーカーである小田原機器製料金箱関係配線一式を販売する関西で唯一の代理店である新和商事株式会社を指定します。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 市バス車両課 車両計画係 | (電話番号 078-992-3333) |